平成29年9月25日告示第73号

改正

令和2年2月5日告示第5号令和2年9月14日告示第99号

遠賀町男女共同参画推進事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む遠賀町内の事業者を遠賀町男女共同参画推進事業者として登録し、その取組を支援するとともに、事業者の自主的な取組を促進するため、その取組を広く町民に紹介し、男女共同参画の普及及び推進を目指すことを目的とする。

(対象となる事業者)

第2条 登録制度の対象となる事業者は、遠賀町内に事務所又は事業所を有する企業、法人、 協同組合等であって、営利・非営利は問わない。

(登録の要件)

- 第3条 町長は、次に掲げる取組のいずれかを行っている事業者を「遠賀町男女共同参画推進 事業者」として登録する。
 - (1) 仕事と生活の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)
 - (2) 男女がともに働きやすい職場環境づくり
 - (3) 女性の能力活用
 - (4) その他の働く場における男女共同参画の推進 (登録の手続)
- 第4条 登録の手続は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条の登録を受けようとする事業者は、遠賀町男女共同参画推進事業者申請書(以下「申請書」という。) (様式第1号) に必要事項を記入のうえ、町長に申請する。
 - (2) 町長は、申請書のほか、取組の実施確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
 - (3) 町長は、提出された申請書類の審査を行い、その事業者の取組が前条の登録要件に該当するか審査し、登録の可否を決定する。
 - (4) 町長は、登録することを決定した事業者(以下「登録事業者」という。) に対し、遠賀町男女共同参画推進事業者登録証(以下「登録証」という。) (様式第2号) を交付する。

(登録事業者への支援)

- 第5条 町長は、次に掲げる方法等により登録事業者への支援に努める。
 - (1) 遠賀町男女共同参画推進事業者として、町ホームページ等を通じて、広く町民に紹介する。
 - (2) 男女共同参画に関する情報提供を行う。

(有効期間)

第6条 登録証の有効期間は、登録証を交付した日の属する年度の翌々年度の末日とする。なお、有効期間満了時に、町長が登録要件を満たしていると確認した場合は、有効期間を2年延長できるものとし、以後同様とする。

(取組内容の変更)

- 第7条 登録事業者は、第3条各号に掲げる取組の内容に変更があった場合は、速やかに遠賀 町男女共同参画推進事業者取組内容変更届出書(以下「取組内容変更届出書」という。) (様式第3号)により、町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、取組内容変更届出書のほか、取組の実施確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

(登録事業者の変更)

- 第8条 登録事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに遠賀町男女共同参画 推進事業者変更届出書(様式第4号)により、町長に届け出なければならない。
 - (1) 事業者名
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者職・氏名

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、 速やかに遠賀町男女共同参画推進事業者辞退届出書(様式第5号)により、町長に届け出な ければならない。

(登録の抹消)

第10条 町長は、登録事業者について、明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが不適切だと判断した場合は、その登録を抹消することができる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月5日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月14日告示第99号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式(省略)